

自営業者の認定について

自営業者は国民健康保険に加入していただくことを原則としていますが、**「年間総収入」から「直接的必要経費(注)」を差し引いた額が130万円未満**の場合(60才以上または障害年金受給者の場合は180万円未満)は、被扶養者となることができます。

注)直接的必要経費とは、社会通念上、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費であり、具体的には**その費用無しには当該事業が成り立たない直接経費**を指します。よって健康保険の被扶養者認定における年間収入は、**所得税法の所得とは一致しません。**(健康保険法と所得税法とでは認定経費に違いがあります。)

【経費の種類】

直接的必要経費として認める	仕入原価、原材料費
直接的必要経費として認められない	租税公課、減価償却費、接待交際費、旅費交通費、福利厚生費、家内労働者等の経費、消耗品費、雑費
事業と関係することが明確な場合に認める (内容を裏付ける資料の提出を求めます)	運搬費、人件費、地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費

※事業の内容によって、認定される経費が変わる可能性があります。

【認定に当たって】

以下の資料をご提出いただきます。

- ①.「**収支内訳書**」を含む「**確定申告書**」の全ページ写し
- ②.住民票(被扶養者が属する世帯全員のもの、続柄・世帯主を省略しないもの)
- ③.被扶養者異動届
- ④.被扶養者加入に関する申立書(その1)
- ⑤.その他**事業内容の説明に必要な書類**